

台風第21号に対する農作物等管理技術対策について

平成29年10月20日
埼玉県農林部

台風第21号が10月23日（月）から24日（火）にかけて、関東地方に接近する見込みです。技術対策資料を以下のとおり作成しましたので、参考としてください。

なお、台風の進路予報には十分に注意してください。

I 事前対策

共通事項

- 1 台風に備え、排水路や明渠の点検・整備を行い、ほ場の停滞水に備える。
- 2 作物により防風網を設置するなど、強風に備える。
- 3 安全第一とし、安全を確認できるまでは増水した河川や用排水路に近づいたり、管理作業を行わない。

園芸用ハウス

- 1 園芸用ハウスでは、フィルムの破れ、支柱、支線、ターンバックルなどを点検・補修し、必要に応じて筋交いを入れて補強する。
- 2 特に、積雪で被害を受けたハウスやいちご等で天井部のみ被覆しているハウスは入念に点検し、対策を講ずる。
- 3 台風襲来直前対策
 - 出入り口、天窓、サイドをしっかりと固定し、隙間からの風の吹込みを防ぐ。
 - 停電、浸水による漏電等が想定されるので、不必要な電源は遮断しておく。
 - 換気扇をまわしてハウス内部を負圧にし、被覆材のバタつきを防ぐ。
 - 大雨による施設内の浸水が心配される場合には、出入口に土のうを設置する。

水 稲

- 1 天候回復後、速やかに収穫が行えるよう排水対策を実施する。

野 菜

◎露地なす

- 1 強風に備えて、支柱や枝の誘引などを点検・補強する。

◎いちご

- 1 育苗ハウスの点検・補強をする。強風による倒壊を防ぐため、雨よけハウスではビニールを縛り上げる等の対策を講じる。

◎ねぎ

- 1 強風による倒伏防止に備え、土寄せのできるものは、早めに実施する。

◎ほうれんそう、こまつな等葉菜類

- 1 雨よけハウス、トンネル栽培では、強風にあおられないようハウス・トンネルを点検・補強する。播種～生育初期の露地栽培では、播種床の固結や茎葉の損傷を防止するため、寒冷紗や不織布などでべたがけ被覆する。

果 樹

- 1 収穫できる果実は事前に収穫する。
- 2 棚や支柱、網などを補強し、樹体の揺れを少なくする。

花植木

- 1 排水対策を行うとともに、フラワーネット等の点検・補強を行う。

II 通過後の対策

共通事項

- 1 台風通過後は、病虫害の発生を防ぐため、薬剤防除を行う。

水 稲

- 1 倒伏した場合、穂発芽の発生が懸念されるため、速やかに排水してほ場の乾燥を早める。また、倒伏により熟期ムラを生じた場合は、できる限り刈り分けを行い品質の低下を防ぐ。

大 豆

- 1 浸冠水したほ場では、滞水による根腐れを防ぐため、速やかに排水する。排水後は明渠の補修を行うなど、表面排水の機能回復を行う。

野 菜

◎露地なす

- 1 停滞水による湿害や病害（青枯病、半身萎凋病、褐色腐敗病等）の発生を防ぐため、速やかな排水に努めるとともに薬剤防除を行う。
- 2 風雨により被害を受けた果実は早く摘果し、草勢の回復を図る。

◎施設きゅうり・トマト

- 1 台風通過後の急激な湿度低下による葉焼けを防止するため、施設の換気は徐々に行う。
- 2 施設の密閉や多湿によりきゅうりではべと病、褐斑病、トマトでは疫病等の発生が懸念されるので速やかに薬剤防除を行う。

◎いちご

- 1 降雨により炭そ病の発生が懸念されるので、速やかに薬剤防除を行う。
- 2 遮光資材を適宜活用して、台風通過後の急激な温度上昇・乾燥を回避する。
- 3 本ぽに浸水した場合は、排水ポンプ等により強制的にほ場外に排水する。

◎ねぎ

- 1 ほ場作業が可能になり次第、べと病・小菌核腐敗病等を対象に薬剤防除を行う。
- 2 収穫期に達しているほ場では、ほ場作業が可能になり次第、速やかに収穫・出荷を行う。

◎ブロッコリー、キャベツ、はくさい

- 1 風雨により軟腐病、べと病、黒腐病の発生が懸念されるので、薬剤防除を行う。
- 2 天候が回復次第、早めに中耕を行い、土壌の通気性を確保する。
- 3 土壌が流亡した場合は、株を直し、株元に軽く土寄せを行って倒伏やねじれを防ぐ。

◎だいこん、こまつな等葉根菜類

- 1 葉の損傷等が見られた場合には、速やかに薬剤防除を行う。

果 樹

- 1 落下した果実は速やかにほ場外へ搬出する。

花植木

- 1 倒伏した株は引き起こして株元を軽く押さえ、噴霧器等で付着した土を洗い流すよう薬剤散布を行い、病害の発生を予防する。
- 2 破損した茎葉は病害の発生源となることから速やかにほ場外へ搬出する。
- 3 浸冠水した施設、資材等は必要に応じ消毒を行う。
- 4 施設の密閉による多湿等により病害が発生しやすくなるので、ヒートポンプや循環扇を活用して施設内環境の改善を図る。

◎農薬はラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分確認の上、最終有効年月までに使用してください。

◎農薬の使用に際しては、以下のホームページで御確認ください。

- 農産物安全課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/nb/arfdnouyakutourokuhenkou.html>

- 独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ内の農薬登録情報提供システム

<http://www.famic.go.jp/>